

各位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 吉村 勝**全剣連 8月剣道地方審査（長野県・福岡県）講習会 要項**

**期 日** 平成29年7月1日(土) 13:00 集合 13:30 開始  
**会 場** 一般社団法人 静岡県剣道連盟「養浩館」(静岡市葵区宮前町355番地 TEL 054-263-5428)  
**主 催** 一般社団法人 静岡県剣道連盟  
**資 格** 県剣連登録会員で次の経過年数を経た者

受審段位	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他
六 段	平成24年8月31日以前に五段を取得した者。
七 段	平成23年8月31日以前に六段を取得した者。

**内 容** 講習及び実技(審査方式に準じ実施)尚、全剣連六・七段審査会要項は、当日の受講者に配布予定。

**審査料** 六・七段を受審する者は、次の金額を申込み時に納入すること。  
六 段 15,220円 七 段 16,300円

7 申込み締切日及び申込先住所(各地区連盟で記入下さい。)

**申込み締切日** 平成29年6月10日(土) 厳守

申込先住所 所属地区連盟

--	--

申込書記入、その他**注意事項**

- ★ 氏名等、旧漢字使い及び生年月日の誤記入の無いように注意すること。受審申込み時に記入したものを正式とし、全剣連に申請する。(前段受領時と変わった場合は旧姓も記入のこと)
- ★ 前段を他県にて受領の者は、証書の写し、又は段位証明書を添えて審査申込みをすること。(各地区連盟に提出の際、取得した都道府県名を必ず証書に記入すること。)
- ★ 六段受審者(長野県・福岡県)及び七段受審者(長野県・福岡県)は、**希望する受審会場を申込書に明記**すること。

**全剣連審査日程** ◎長野県 七段8/19 六段8/20 ◎福岡県 七段8/26 六段8/27

又、全剣連審査会の合格者は速やかに県剣連事務局に合格を、電話にて報告をすること。

- ★ 本審査での合格者には全剣連より合格通知を受け次第、各人に証書料納入通知のハガキを送付するので、次のとおりの金額を直接、県剣連事務局に送金又は持参のこと。

六 段 62,640円 七 段 87,530円

(年令 満70才以上は、上記金額のいずれも半額)

(六段合格者は指導者登録料 10,800円を同時に納入のこと。71才以上半額)

**注** 平成29年7月1日(土)開催の**受審者講習会への参加・不参加**を必ず**申込用紙右欄外に記入**のこと。

- ★ 駐車場は護国神社駐車場を借用出来る。係員に初穂料として500円を納入し、駐車許可証を受け取り指示に従って駐車すること。神社参拝者用駐車場、神社月極駐車場を使用しないこと。(勝手に駐車は厳禁)

**【安全対策】**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 受講者は出場前に準備運動を十分に行うと共に、竹刀等用具の点検をして、事故防止に万全を期すること。</li><li>② 事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。</li><li>③ 県剣連は参加者(受講者)全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり往復途上は含まない。(加入する保険は事故の全てを保証するものではない。)</li><li>④ 事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参すること。</li></ul> |
|--|

**各地区連盟事務局長へのお願い**

各地区連盟は、各段別に審査申込用紙に取りまとめ、前記6の審査料と送金明細書を添えて送付してください。記入漏れの無いようお願い致します。

**県剣連締切日** 平成29年6月17日(土) 必着

平成29年4月

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 吉村 勝

## 剣道六・七・八段受審者講習会 開催について

県剣連では毎年7月（8月地方審査）・9月（11月東京・名古屋審査）・2月（5月京都・名古屋）の年3回全剣連審査会受審者を対象に講習会を開催します。八段受審者講習会は7月のみとなります。11月・5月に八段受審を予定している方は今回の講習会を受講して下さい。

### 記

- 1、期 日 平成29年7月1日（土） 13時00分 集合・13時30分 開会
- 2、会 場 静岡県剣道連盟「養浩館」
- 3、申 込 別紙申込書により、6月10日（土）までに各地区連盟に申し込む。  
各地区連盟は、これを一括して6月17日（土）までに県剣連事務局に申し込むこと。  
※ 剣道六・七段地方審査受審者は、審査申込用紙に記入のこと。
- 4、受 講 料 無料
- 9、安 全 対 策 (1) 受講者は準備運動・竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。  
(2) 事故発生の場合、県剣連は必要に応じ応急処置をし、救急車又は病院の手配をする。  
(3) 県剣連は参加者全員傷害保険に加入するが、事故の全てを補償するものではない。  
(4) 事故発生の場合、当日の受診は各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参のこと。
- 10、その他 県下合同剣道稽古会が講習会終了後、15時00分から行われますので参加をしてください。